

東小金井事業創造センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東小金井事業創造センター条例（平成25年条例第44号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個室等の利用者の公募)

第3条 条例第9条第1項に規定する公募は、市の広報紙及びホームページに施設の利用の要件、利用料金、申込期間、申込方法、審査方法その他必要な事項を掲載する等の方法により行うものとする。

(個室等の利用申請)

第4条 個室等を利用しようとする者は、必要な書類を添えて利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(個室等の利用者の審査)

第5条 条例第9条第1項の審査については、指定管理者は、個室等の利用者の審査に際して、市長と協議して決定した基準により審査し、利用の承認をしたときは利用承認書を、不承認をしたときは利用不承認書を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要と認める数の補欠者を定めることができる。この場合において、補欠者には、前項の利用不承認書と併せて補欠登録の通知をするものとする。

3 前項の補欠者としての有効期間は、同項の通知の日から起算して6月間とする。

(シェアスペース、商談室及び附帯設備の利用申請)

第6条 条例第10条第1項に規定するシェアスペース、商談室又は附帯設備を利用しようとする者は、必要な書類を添えて利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、これによらないことができる。

(利用の変更等)

第7条 条例第9条及び条例第10条に規定する承認を受けた事項を変更するときは利用変更申請書を、利用を取り消すときは利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の申請を承認したときは、利用変更承認書又は利用取消承認書を交付する。

4 利用の変更等により既に支払われた利用料金に不足が生じたときは、指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期間内又は期日に支払わなければならない。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。） 変更が承認された日の翌日から起算し、7日以内

(2) シェアスペース（1日単位の利用に限る。）及び附帯設備 変更が承認された時

（利用の承認期間の延長）

第8条 利用の承認期間を延長しようとする者は、別表第1に定める期限までに利用承認期間延長申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、利用期間延長承認書を交付する。
（附帯設備の利用料金）

第9条 条例第13条第2項の規則で定める金額は、別表第2のとおりとする。
（利用料金の支払）

第10条 条例第13条第3項に規定する利用料金の支払は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。） 毎月末日までに翌月分の利用料金を支払わなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月分の利用料金は、条例第9条又は条例第10条の承認を受けた日の翌日から起算し、7日以内に指定管理者に支払わなければならない。

(2) シェアスペース（1日単位の利用に限る。）及び附帯設備 条例第10条の承認後、直ちに指定管理者に支払わなければならない。

（利用料金の減免）

第11条 条例第14条に定める利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者が主催する事業で利用するとき。 免除

(2) 指定管理者と共催の事業で利用するとき。 免除

(3) その他指定管理者が特に認めたとき。 その都度、指定管理者が定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第12条 条例第15条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定める額を返還する。

(1) 個室等及びシェアスペース（1日単位の利用を除く。）

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

ウ 第7条第3項の利用取消しに係る承認を受けたとき。 利用取消しにより利用しないこととなる期間の利用料金全額

(2) シェアスペース（1日単位の利用及び貸切利用に限る。）

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 全額

ウ 利用日の7日前（休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日とする。）までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 全額

エ 利用日の前日（休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日とする。）までに利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 100分の50

(3) 附帯設備

ア 条例第19条第5号に掲げる理由により指定管理者が利用承認を取り消したとき。 全額

イ 指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 全額

ウ 利用者が利用開始前に利用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 全額

エ 利用者が利用の変更を申請し、指定管理者がこれを承認した場合で、既に支

払われた利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えることとなったとき。

その超える額

2 前項に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その都度指定管理者が定める額を返還することができる。

3 第1項の規定により返還が生じた場合で、返還の対象となる期間が1月に満たない分の利用料金については日割りで計算するものとし、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

4 利用者は、利用料金の返還を受けようとするときは、それぞれ次に定める書類に利用料金を支払った際の領収書を添えて、利用料金返還請求書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号、第2号又は第3号アからウまでの規定により請求するとき。

利用取消通知書

(2) 第1項第3号エの規定により請求するとき。 利用変更承認書

(利用権の承継)

第13条 条例第17条に規定する利用権の承継者は、利用権承継申請書に被承継者の利用承認書を付して提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請があったときは、承継の可否を決定し、申請者に通知する。

(施設等の工作許可)

第14条 条例第18条第2項ただし書の許可を受けようとするときは、施設等工作許可申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、申請者に通知する。

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、条例第19条に規定する利用承認の取消し等をしたときは、利用者に通知する。

(原状回復)

第16条 利用者は、条例第20条の規定により個室等を原状に回復したときは、原状回復が完了したことを指定管理者に通知し、利用者立会いの下、指定管理者の点検を受けるものとする。

2 指定管理者は、前項の点検が終わり、原状回復が適当であると認められる場合は、原状回復確認通知書を交付する。

(入場の制限)

第 17 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 善良の風俗を乱し、又は他人に危害もしくは迷惑を及ぼす者
- (2) 飲酒又は薬物等の影響で^{めいてい}酩酊している者
- (3) 正当な理由なく爆発物その他危険物を所持している者
- (4) 騒じょう行為又は示威行為を行う者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第 18 条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用している施設に係員を立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例付則第 2 項の規定により条例の施行前において行われる準備行為は、この規則の規定の例により行うことができる。

(市長の管理)

- 3 条例付則第 3 項から第 6 項までの規定により、指定管理者不在等期間に市長が施設を管理する場合における第 4 条から第 18 条までの規定の適用については、付則別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則別表

第 4 条	指定管理者	市長
第 5 条	指定管理者	市長
	個室等の利用者の審査に際して、市長と協議して決定した	別に定める

第 6 条	指定管理者	市長
第 7 条	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第 8 条	指定管理者	市長
第 9 条	条例第 1 3 条第 2 項	条例付則第 4 項第 2 号
第 1 0 条各号列記以外の部分	条例第 1 3 条第 3 項に規定する利用料金	条例付則第 4 項に規定する使用料
	指定管理者	市長
第 1 0 条第 1 号	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
第 1 0 条第 2 号	指定管理者	市長
第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分	条例第 1 4 条に定める利用料金	条例付則第 5 項の規定により読み替えて適用する条例第 1 4 条の使用料
第 1 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号	指定管理者	小金井市
第 1 1 条第 1 項第 3 号	指定管理者	市長
第 1 1 条第 2 項	利用料金	使用料
	利用料金減免申請書	使用料減免申請書
	指定管理者	市長
第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分	条例第 1 5 条ただし書の規定により指定管理者が利用料金	条例付則第 5 項の規定により読み替えて適用する条例第 1 5 条ただし書の規定により市長が使用料
第 1 2 条第 1 項第 1 号ア	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第 1 2 条第 1 項第 1 号イ	指定管理者	小金井市
	利用料金	使用料
第 1 2 条第 1 項第 1 号ウ	利用料金	使用料
第 1 2 条第 1 項第 2 号ア	指定管理者	市長
第 1 2 条第 1 項第 2 号イ	指定管理者	小金井市
第 1 2 条第 1 項第 2 号ウ及びエ	指定管理者	市長
第 1 2 条第 1 項第 3 号ア	指定管理者	市長
第 1 2 条第 1 項第 3 号イ	指定管理者	小金井市

第 1 2 条第 1 項第 3 号ウ	指定管理者	市長
第 1 2 条第 1 項第 3 号エ	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第 1 2 条第 2 項	指定管理者	市長
第 1 2 条第 3 項	利用料金	使用料
第 1 2 条第 4 項	利用料金	使用料
	利用料金返還請求書	使用料返還請求書
	指定管理者	市長
第 1 3 条から第 1 8 条まで	指定管理者	市長

別表第 1（第 6 条―第 8 条関係）

施設		申請の受付期間	変更申請書の 提出期限	取消申請書の 提出期限	延長申請書の 提出期限
個室		－	変更事由が発生 した翌日から起 算して7日以内	当該利用日の 3 月前まで	承認期間の最終 日の3月前まで
シェアブース				当該利用日の 1 月前まで	当該利用日の 1 月前まで
シェア スペース	1 月	利用の開始前ま で			
	貸切 利用	利用日の 1 4 日 前まで	利用の開始前ま で（利用時間の 変更については 7日前まで）	利用日の 7 日 前 まで	利用日の 7 日 前 まで
	1 日				
商談室		利用の開始前ま で	利用の開始前ま で	利用の開始前ま で	承認期間が終了 するまで
附帯設備					

備考 申請の期限が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日を申請の期限とする。

別表第 2（第 9 条関係）

附帯設備の名称	単位	単価
プロジェクター	1 回につき	5 0 0 円
マイク	1 回につき	5 0 0 円
ポスト	1 月につき	5 0 0 円
ロッカー	1 月につき	1, 5 0 0 円

備考 個室等利用者については、ポストの利用は無料とする。